

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金（以下「間接補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により需要低迷が長期化・経営への影響が深刻化する中、宿泊事業者が感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組みを実施するにあたって要する経費に対し、予算の範囲内において、間接補助金を交付するものとする。

2 前項の間接補助金交付事務は、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長（以下「理事長」という。）が行うこととする。

(間接補助対象者)

第3条 間接補助対象者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者で、富山県内に宿泊施設を有する者をいう。

ただし、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業形態をとっている場合
- (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (9) 間接補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(10) 各種関係法令を遵守していない者

(間接補助対象経費等)

第4条 間接補助事業、間接補助対象経費及び補助率並びに補助上限額は別表のとおりとし、間接補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(間接補助金の交付申請)

第5条 間接補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の間接補助金の交付の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、規則第4条に規定する間接補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から原則として30日以内に行う。理事長は当該申請書類等の審査並びに必要なに応じて現地調査及び有識者等からの意見聴取等を行ったうえ、その内容を審査し、適当と認めるときは、間接補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により間接補助事業を実施する申請者(以下「間接補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、必要があるときは、間接補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

(間接補助事業の採択)

第7条 間接補助事業は予算の範囲内で採択するものとする。

(間接補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 間接補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)又は間接補助事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)をする場合には間接補助事業の変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の間接補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、間接補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、間接補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、間接補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(事業の中止及び廃止)

第9条 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には間接補助事業の中止(廃止)承認

申請書（様式第4号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

（間接補助事業の遅延等）

第10条 間接補助事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は理事長に報告し、理事長の指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 間接補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり間接補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（間接補助事業の遂行）

第12条 間接補助事業者は、間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行わなければならない。間接補助金を他の用途へ使用してはならない。

（遂行状況の報告）

第13条 間接補助事業者は、必要に応じ、遂行状況報告書（様式第5号）により、理事長に対して間接補助事業の遂行状況の報告をしなければならない。

（実績報告）

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。ただし、交付決定時点で事業を完了している場合は、交付決定日から30日以内か令和4年1月31日のいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第15条 理事長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査などにより、間接補助事業の成果が間接補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により間接補助事業者に通知するものとする。

（間接補助金の支払い）

第16条 理事長は、前条の規定により交付すべき間接補助金の額を確定したのち、間接補助金を間接補助事業者に支払うものとする。ただし、間接補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、間接補助金を概算払いすることができる。

（間接補助金の請求）

第17条 間接補助事業者は、前条の規定により間接補助金の支払いを受けようとするときは、理事長が定める精算（概算）払請求書（様式第8号）により理事長に間接補助金

の支払い請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 理事長は、間接補助事業者が間接補助金を他の用途へ使用する等その間接補助事業に関して間接補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、間接補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(間接補助金の返還)

第 19 条 理事長は、間接補助金の交付決定を取り消した場合において、間接補助金の当該取り消しに係る部分に関し、既に間接補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 理事長は、第 1 項の規定により間接補助事業者に対し間接補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る間接補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき間接補助金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

3 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定により間接補助事業者に対し間接補助金の返還を命じた場合において、返還すべき間接補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(立入検査等)

第 20 条 理事長は、間接補助事業の適正化を期するため必要があるときは、間接補助事業者に対して報告させ、又は、間接補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(取得財産の処分の制限)

第 21 条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次の各号に定める期間（以下「処分制限期間」）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（様式第 9 号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び間接補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

(1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数又は間接補助事業の完了の日から 10 年のいずれか短い期間

(2) 汎用性が高い備品等については、前号の規定にかかわらず間接補助事業の完了の日から 5 年

2 間接補助事業者は、取得財産等を間接補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10 号）により理事長の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。

3 前項の場合において、理事長は、間接補助事業者が取得財産等の処分をすることによ

り収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りではない。

(間接補助金の経理等)

第 22 条 間接補助事業者は、間接補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後 5 年まで保存しなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第 23 条 間接補助事業者は、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を間接補助事業期間内に出願し、若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第 11 号）を理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第 24 条 理事長は、間接補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、実施権等の設定その他間接補助事業の実施により間接補助事業者に収益が生じたと認めるときは、当該間接補助事業者に対し交付した間接補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 25 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、間接補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係） 間接補助事業の事業内容、補助率及び補助上限

事業区分	間接補助対象経費	補助率等	間接補助対象経費の 遡及適用日
物品購入等	富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が作成する感染拡大予防ガイドラインに対応するために実施する、サーモグラフィ、空気清浄機、消毒用備品等の導入経費、専門家による感染防止策に係る検証等に要する経費	「補助率」 6分の5	令和2年5月14日
前向き投資	ワーケーションスペースの設置、マイクロツーリズムに対応したコンテンツの開発や施設改修、非接触チェックインシステム、オンライン決済、浴室等の混雑状況管理システム、県産食材・県産品の導入の推進等新たな需要を取り込むための前向きな取組みに要する経費	「補助上限額」 8,330,000円	

※遡及適用分

（令和2年5月14日以降に発注を行い、令和3年6月30日までに支払いが完了しているもの。）

補助率：2分の1 補助上限額：5,000,000円

※間接補助金の交付を受けるためには、第14条に定める実績報告までに、組合が実施する「とやま安心の宿」認証事業の認証を取得しなければならない。

（間接補助対象経費にかかる経費区分一覧）

経費区分	内容
開発費	商品開発費（原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工費等）、研究開発費（産業財産権導入経費、調査研究費）、製造設備整備費等
謝金・旅費	専門家謝金・コンサルタント料、専門家旅費
広報費	ホームページ・PR映像等作成等広告宣伝費、通訳料・翻訳料、原稿料
印刷製本費	パンフレット・ポスター・チラシ・マニュアルの印刷費等
通信運搬費	通信費、輸送費
雑役務費	間接補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料等
借料	会場借料、機器・設備等のリース料・レンタル料
機械装置等費	機械装置等の購入費、設置・改修工事費
備品購入費	什器・備品等の購入費、設置工事費
外注費	事業に必要な業務の一部の外注費（請負、委託等）
改装等工事費	施設の改装、改修工事費
その他経費	上記の他、理事長が特に必要と認める経費

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付申請書

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 誓約書（様式第1号の3）
- (4) 積算の根拠が確認できる資料（実施済のものは領収書又は請求書の写し及び写真など現状確認ができる書類、今後実施するものは見積書の写し、ホームページやカタログ等の写しなど）
- (5) 旅館業の営業許可を受けていることを証する指令文書の写し
- (6) 営業活動を行っていることがわかる書類（写し可）

※法人の場合

前年の確定申告書（別表一）、
履歴事項全部証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）
なお、組合等の場合は定款・規約でも可

※個人事業主の場合

前年の確定申告書（第一表）、開業届

- (7) その他理事長が必要と認める書類

様式第1号の1

事業計画書

宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金で以下の事業を実施します。

なお、以下の事業は、いずれも国等からの補助を受けていません。

(単位：円)

I 令和3年7月1日以降実施事業等（補助率5/6）						
事業内容	事業区分	事業実施期間 (予定)	事業費総額 ①	補助金額(千円未満切捨)		自己資金 =①-(②+③)
				②(①×1/2)	③(①×1/3)	
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
小計 (A)	-	-				
II 令和2年5月14日～令和3年6月30日実施事業等（補助率1/2）						
事業内容	事業区分	事業実施期間	事業費総額 ①	補助金額(千円未満切捨)		自己資金 =①-②
				②(①×1/2)		
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
小計 (B)	-	-				

A (I②+II②)		※500万円を超えた場合、500万円
B (I③)		※333万円を超えた場合、333万円
補助金交付申請額 (A+B)		※833万円を超えた場合、833万円

注1 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

注2 「事業区分」には物品購入等の場合は「物」、前向き投資の場合は「前」を記入してください。

注3 1事業者あたりの補助金の上限は833万円（消費税及び地方消費税は含まない）です。

ただし、遡及分（令和2年5月14日～令和3年6月30日）は500万円。

注4 事業区分が前向き投資の場合、事業内容には事業実施により期待される効果（※事業が新たな観光需要を取り込むことにつながる具体的な理由）を含めて記入してください。

収 支 予 算 書

【 収 入 】

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		事業計画書の補助金交付申請額 (A + B)
自己資金		
そ の 他		
計		

【 支 出 】

(単位：円)

区 分	予 算 額	積算内訳
計		

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。

誓 約 書

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金の申請にあたって、下記事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 申請する事業は、他の補助事業等において補助を受けている又は補助を受ける予定の事業ではありません。
- 3 理事長から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や、富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に反する不正等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じます。返還しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95%の割合を乗じて得た額を延滞金として納入します。
- 5 補助事業に係る経理等関係書類については、要綱に基づき適切に整備保管、管理します。
- 6 次の各号いずれにも該当しません。
 - (1) 役員等が暴力団員である。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (6) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業並びにそれらに類似する業種を営んでいる。
 - (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していない。
- 7 本事業の実施に当たり、当該事業の実施に係る全ての関係法令を遵守します。

以上

年 月 日

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

住所又は所在地
団体名
代表者役職・氏名

様

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金については、富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 事業経費の支出項目は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出合計額に補助率を乗じて得た額と要綱別表の補助上限額とのいずれか低い方の額とします。
5. 補助事業者は、補助金に係る各種法令及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - (1) 要綱第18条の規定による交付決定の取消し、第19条第1項の規定による補助金等の返還又は同条第2項の規定による加算金の納付
 - (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (3) 組合の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで補助金の交付の決定の通知があった上記補助事業について、下記により変更したいので同補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

(備考)

以下、様式第1号の関係書類に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで補助金の交付の決定の通知があった上記補助事業について、下記により中止（廃止）したいので同補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金補助事業遂行状況報告書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記補助事業に係る状況について、同補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業の遂行及び完了の予定

- ※1 事故等が発生している場合はその理由を記入のうえ、立証する書類を添付すること。
- ※2 補助事業は、交付決定通知において補助金の交付対象となった事業を記入すること。

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定の通知があった上記補助事業について、同補助金交付要綱第 14 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（様式第 6 号の 1）
- 2 収支決算書（様式第 6 号の 2）
- 3 事業完了写真（実際に設置・使用されている又は施工されたことが分かるものとし、提出の 1 週間以内に撮影したもの）
- 4 領収書等の写し（物品の品名が記載されていない場合、別途、請求書等の品名が確認できる書類を添付）
- 5 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合実施の「とやま安心の宿」認証制度の認証を受けていることがわかる書類（認証書（ステッカー）の写し等）
- 6 その他理事長が必要と認める書類

様式第6号の1

事業実績書

宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金で以下の事業を実施しました。
 なお、以下の事業は、いずれも国等からの補助を受けていません。

(単位：円)

I 令和3年7月1日以降実施事業等（補助率5/6）						
事業内容	事業区分	事業実施期間	事業費総額 ①	補助金額(千円未満切捨)		自己資金 =①-(②+③)
				②(①×1/2)	③(①×1/3)	
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
小計 (A)	-	-				

II 令和2年5月14日～令和3年6月30日実施事業等（補助率1/2）						
事業内容	事業区分	事業実施期間	事業費総額 ①	補助金額(千円未満切捨)		自己資金 =①-②
				②(①×1/2)		
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
小計 (B)	-	-				

A (I②+II②)		※500万円を超えた場合、500万円
B (I③)		※333万円を超えた場合、333万円
補助金交付申請額 (A+B)		※833万円を超えた場合、833万円

- 注1 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。
- 注2 「事業区分」には物品購入等の場合は「物」、前向き投資の場合は「前」を記入してください。
- 注3 1事業者あたりの補助金の上限は833万円（消費税及び地方消費税は含まない）です。
 ただし、遡及分（令和2年5月14日～令和3年6月30日）は500万円。
- 注4 事業区分が前向き投資の場合、事業内容には事業実施により期待される効果（※事業が新たな観光需要を取り込むことにつながる具体的な理由）を含めて記入してください。

収 支 決 算 書

【 収 入 】

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
県補助金		事業実績書の補助金交付申請額 (A + B)
自己資金		
そ の 他		
計		

【 支 出 】

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳
計		

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。

年 月 日

殿

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、同補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付けで額の確定（交付決定）があった上記補助金について、同補助金交付要綱第17条の規定により、請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込口座

金融機関名・支店名：
口座種別：
口座番号：
(フリガナ)
口座名義：

様式第9号

取得財産等管理台帳

取得者の 氏名・名称	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第20条第3項に規定する財産とする。

注2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金財産処分承認申請書

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱第 23 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

産業財産権等取得等届出書

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金交付要綱第 23 条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡又は実施権等の設定の場合）